

伊万里市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊万里市動物の愛護及び管理に関する条例（平成22年条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導職員)

第2条 市長は、条例の執行に必要な職員（以下「指導職員」という。）を指定するものとする。

2 指導職員は、その職務を行うときは、その身分を示す証票（様式第1号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

(野犬薬殺の方法)

第3条 条例第12条第1項の規定による野犬の薬殺は、期日及び時間を限って道路、空地、広場、堤防その他適当な場所に薬物を混じえたえさ（以下「毒えさ」という。）を置くことによって行うものとする。

2 毒えさの設置場所には、その場所ごとにそれが毒えさである旨を表示した標識（様式第2号）を立てるものとする。

3 市長は、指導職員に毒えさの置かれた場所を随時巡視させるものとする。

4 指導職員は、第1項に規定する薬殺の時間が経過する前に毒えさを回収するとともに、速やかに薬殺した野犬を回収するものとする。

(薬殺の周知)

第4条 条例第12条第1項の規定による薬殺の周知は、薬殺を行う区域、期間、毒えさの状態等について、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 野犬の薬殺を行う区域及びその隣接区域の居住者並びに隣接市町長に対して文書で通知すること。

(2) 野犬の薬殺を行う区域及びその隣接区域で、公衆の見やすい場所にその旨を掲示すること。

(3) 市広報紙、放送その他の方法によって広報すること。

2 前項第1号の通知は薬殺開始の日の3日前までに、同項第2号の掲示は薬殺開始の日の3日前から薬殺終了の日までの間、同項第3号の広報は薬殺開始の日の3日前から薬殺開始の日までの適当な日に行うものとする。

(勧告及び命令)

第5条 市長は、指導職員に飼い主の義務の履行について調査を行わせることができる。

2 条例第13条第1項の規定による勧告は、勧告書（様式第3号）により行うものとする。

- 3 条例第13条第2項の規定による措置命令は、措置命令書（様式第4号）により行うものとする。
- 4 指導職員は、第1項の調査を行ったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。
（伊万里市犬取締条例施行規則の廃止）
- 2 伊万里市犬取締条例施行規則（昭和47年規則第9号）は、廃止する。

様式第1号（第2条関係）

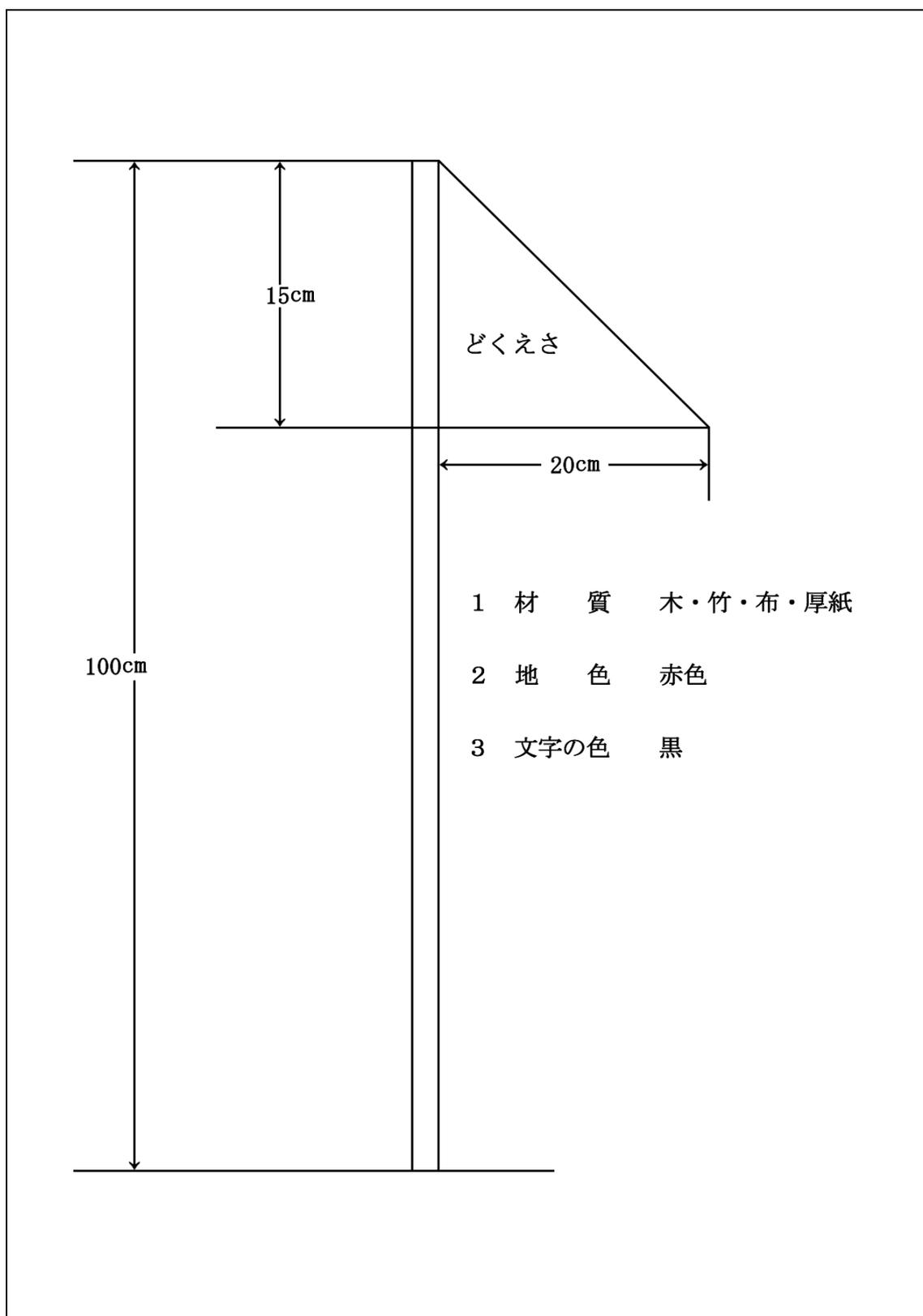
（表面）

身分証明書 第 号		
職氏名		
	年 月 日生	
上記の者は、伊万里市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第2条第1項に規定する指導職員であることを証明する。		
	年 月 日	
	伊万里市長	印

（裏面）

注意
1 この証明書を常に携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。
2 この証明書は、他人に貸与してはならない。
3 この証明書を紛失したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。
4 職務を解かれたときは、この証明書を返還しなければならない。

様式第2号（第3条関係）



勧告書

年 月 日

住所

氏名 様

伊万里市長 印

あなたは、下記事項に違反しています。直ちに守ってください。

記

様式第4号（第5条関係）

伊万里市達 第 号

年 月 日

措置命令書

住所

氏名 様

伊万里市長 印

あなたは、伊万里市動物の愛護及び管理に関する条例第 条第 項の規定に違反していると認められますので、同条例第 1 3 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり措置されることを命じます。

記

命令事項